

厚生建設常任委員会

3月定例会で本委員会に五條市空家等の適正管理に関する条例の制定について等の4議案が付託され、審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

また、付託議案の審査終了後、当局から県域水道一体化に向けた検討状況について、新型コロナウイルススワクチン接種についての報告がありました。

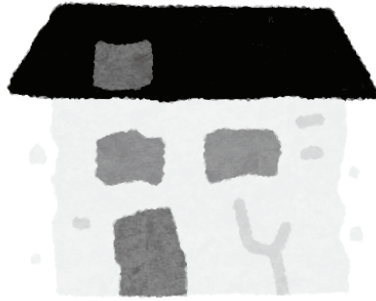
五條市空家等の適正管理に関する条例の制定について

委員 空き家において適正な措置と判断する基準等は。

答弁 特定空家の定義としては、放置しておくことと倒壊となるおそれがある状態等の4項目があり、周囲に迷惑をかけないよう他人の生命、財産等に損害を与えないようにすることが適正な管理であると考ええる。

委員 危険な空き家の調査方法は。

答弁 危険な空き家の連絡があれば現地確認を行い、さらに詳細な調査が必要である場合は、所有者を特定し調査を行うことは可能である。建物の傷みが周辺環境に悪影響を及ぼすかどうかなどが、特定空家の重要な判断基準となる。



委員 所有者が経済的理由等により空き家を解体することができない場合、市としてどのような対策を講じるのか。

答弁 所得制限により住民税所得割非課税の方が対象となるが、空き家の解体費用に対して2分の1の補助率で最大50万円という補助制度を活用し、解体する

ことを考えているが、個人の財産は個人で管理することが大前提であり、所有者が解体することが基本である。経済的理由等で解体することができない場合は、放置しておくことと周辺環境に悪影響を及ぼす空き家については、法律で行政代執行まで定めている。行政代執行を行うと、所有者に請求することになるので、市が無料で行うことは法律上難しく、自己責任において解体することが一番よいと考える。

委員 本条例を制定することによる今までの違いは。

答弁 今は市が直接措置を行うことはできないが、本条例を制定することにより市が直接措置を行うことができ、もしくは市から委託を受けた業者が措置を行うことができるようになる。

委員 周知方法は。

答弁 市のホームページに掲載し、状況等を見ながらチラシ等の配布、回覧等、今後検討していきたい。

委員 現在の空き家の軒数を把握しているか。

答弁 毎年増加していると思うが、平成28年度調査時点において、1千166棟の空き家を確認している。

委員 市道等に隣接した空き家が倒壊し市道等を塞いだ場合、その処理は市が行うか。

答弁 市道等を塞いだ場合は、緊急性もあるため道路構造令に基づき市が処理を行うが、費用については所有者を特定し請求することになる。



厚生建設常任委員会委員（上段左から、福塚委員、吉田雅範委員、山口委員、斎藤委員、下段左から吉田正委員長、平岡副委員長）